

# 津市農業委員会だより

第34号 令和3年6月発行

編集発行  
津市農業委員会  
〒514-8611  
津市西丸之内23番1号  
電話番号 059-229-3176



合資会社 鈴木牧場さんの放牧酪農 (美杉町竹原)

## 目次

|                      |      |
|----------------------|------|
| 津市の新規就農者の状況について..... | 2, 3 |
| 農地法による手続きが必要です.....  | 4    |
| 農地を相続したら... ..       | 5    |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 農業者年金のご案内.....    | 6 |
| 農地の賃借料情報.....     | 7 |
| 農業委員会からのお知らせ..... | 8 |

## 《広告のコーナー》

全国実績    たくさんの方にご利用いただいております。

保険金等支払い

6,900件  
168億円

つなぎ資金貸付け

2,300件  
106億円

「農業経営収入保険」は  
様々なリスクから農業経営を守ります。

新型コロナウイルスの影響で  
販売収入が減少した場合も補償の対象になります。

三重県農業共済組合 津支所  
津市上浜町六丁目81番地11  
☎: 059-224-0505

※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。(広告主と津市農業委員会業務との直接関係はありません。)



## 津市の 新規就農者の状況について



津市の農業については、第 66 次東海農林水産統計年報（平成 30～令和元年）によると、総農家数は 6,617 戸、耕地面積は 8,260ha で、農業就業者数は 4,979 人、このうち 40 歳未満は全体の約 3.2%の 157 人となっています。

少子高齢化が進む中で、日本の農業は慢性的な人手不足が深刻化しています。

津市内で平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間に新規就農された人は、年 30 人から 50 人程度で推移しています。

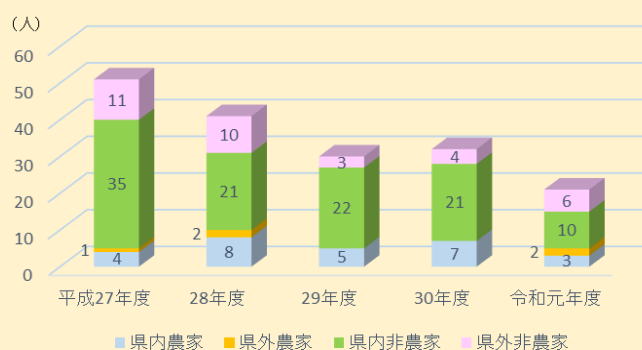
近年は、農家出身者が家業を継ぐ件数は減少し、就農前に農業経験がない人（非農家）の就農が多くなっています。

また、自営就農者についても、ほぼ毎年、非農家出身の人が農業経営を開始する一方で、別業種の会社が農業分野に参入し、就農する人もいます。

就農形態別にみると、従業員を雇用する経営体が増えていて、雇用就農者（農業法人等への正社員等として就農する人）の割合が高くなっています。雇用就農者の中には、数年後の独立自営就農を目指して、雇用先の支援を受けながら技術習得等の就農準備を進めている人もいます。

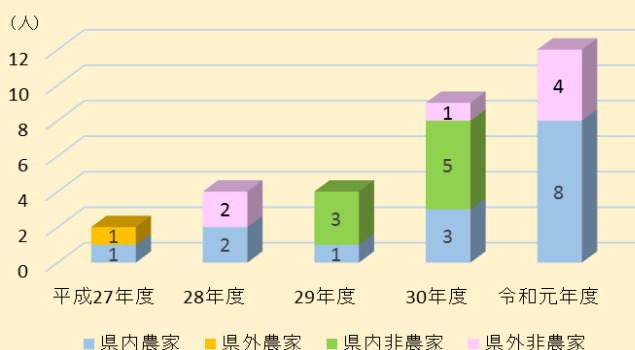
それでは、新規就農者のうち、自営就農された人の経営作目は、どのようなものが多かったのでしょうか。平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間では次のページのようになります。

津市への新規就農者の出身別内訳

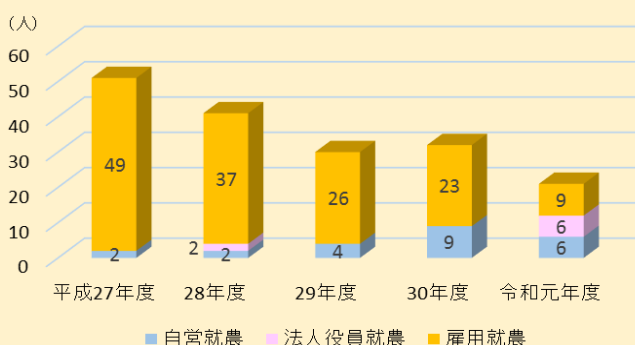


※各年度における新規就農者の人数は、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の申請件数（年間約 2～3 人）や雇用就農先への「雇用アンケート」により算出しています。

（うち自営就農者、法人役員就農）

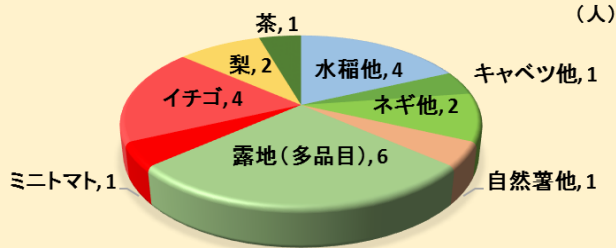


就農形態別内訳





### 自営就農者の作目 (平成27年度～令和元年度)



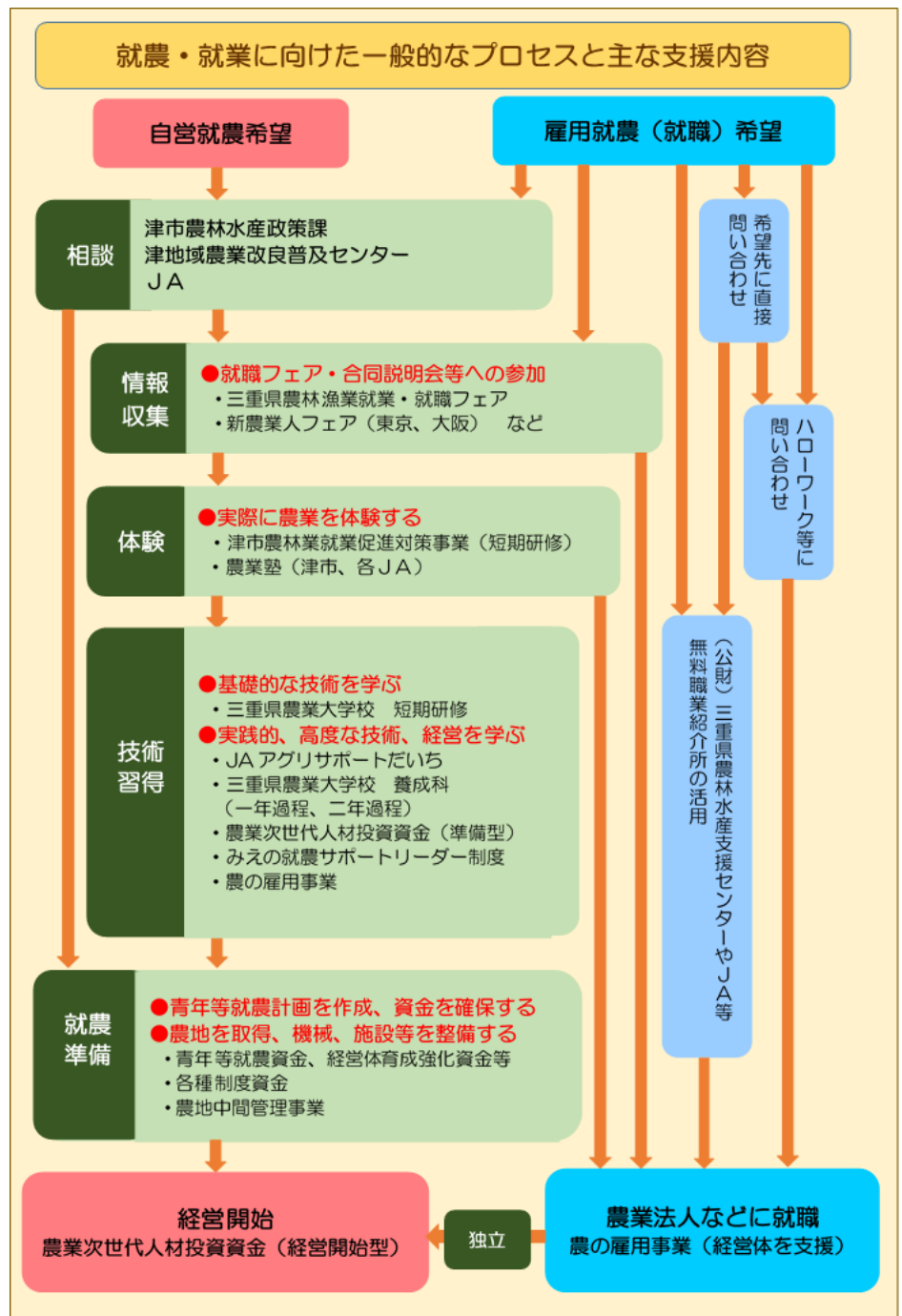
津市内で自営就農された人の作目の内訳は、土地利用型作目（水稲他）4人、露地野菜（多品目栽培）6人、ネギ中心2人、ミニトマト1人、イチゴ4人等となっています。

土地利用型作目（水稲他）や施設栽培を開始する場合には、農業機械やハウス等の購入に多額の初期投資が必要となることが多いため、初期投資が比較的少ない露地栽培で経営する人が多い傾向にあります。

もし、就農（経営開始または農業法人などに就職）したい場合は、どのようなプロセスを踏めばよいのでしょうか。主な支援内容については、右の図のようになります。

津市では、就農を希望される人が、関係機関を個別に訪問して何度も同じ説明をしなくても済むように、津市役所内に新規就農相談窓口を設置して、ワンストップ対応を目指しています。

また、三重県では新規就農者が地域の担い手として定着していけるよう、「みえの就農サポートリーダー制度」を導入しています。新規就農希望者の育成や就農前の長期研修の受け入れが可能な農家の方は、是非、登録をお願いします。問い合わせについては、三重県の機関「津地域農業改良普及センター」までお願いします。



#### 【主な問い合わせ先】

◆津市農林水産政策課農業振興担当 電話：059-229-3172 FAX：059-229-3168

◆三重県津農林水産事務所 津地域農業改良普及センター 電話：059-223-5104 FAX：059-223-5151

# 農地法

## による手続きが必要です

農地の売り買いや貸し借りをするときは、許可を受ける必要があります。(農地法第3条)

また、農地を住宅や工場等の建物、資材置場、駐車場等の農地以外の用途に転換することを「農地転用」といいますが、この場合も許可を受ける必要があります。(農地法第4条、第5条)

ただし、転用予定地の農地区分が農用地区域内農地・甲種農地・第1種農地の場合は、原則として転用が不許可です。

高齢のため離農したい。  
ほかの人に耕作してもらいたいな。



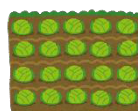
農地を農地として  
ほかの人が耕作するなど  
権利移動(売買・貸借等)が伴うとき



農業の規模を拡大するのに  
もっと土地が欲しいな。

### 農地法第3条

自分の農地を  
農地以外の用途に使うとき



持っている畑をやめて、  
家を建てたいな。



### 農地法第4条

農地以外への用途変更と  
権利移動(売買・貸借等)  
が伴うとき

新しく  
アパートを  
建てたい！



農業を続けられないので、  
農地を手放したい。

### 農地法第5条

#### 今後の農地部会の日程

| 書類提出締切日 | 農地部会   |
|---------|--------|
| 6月22日   | 7月16日  |
| 7月20日   | 8月18日  |
| 8月20日   | 9月16日  |
| 9月21日   | 10月18日 |
| 10月20日  | 11月17日 |
| 11月19日  | 12月16日 |
| 12月20日  | 1月17日  |
| 1月20日   | 2月17日  |
| 2月21日   | 3月17日  |

農地法による手続きは農業委員会事務局・各地域の総合支所地域振興課までお問い合わせください。

農業委員会では、農地転用や農地の権利移動の許可など、農地法による審査をするために、毎月1回「農地部会」を開催しています。



登 記

## 農地を相続したら…

登記、届出をお願いします。



法 務 局



あなたのため、お子さんやお孫さんのため、地域の人のために、**相続登記（所有者の名義変更）**をしてください。

### ●すぐに相続登記をした場合の**メリット**

- 1 不動産についての権利関係が明確になる。
- 2 相続した不動産を売却しようとするときに、すぐに手続きをすることができる。
- 3 不動産を担保に入れて住宅ローンなどを組むことができる。

### ●相続登記をしないで放っておいた場合の**デメリット**

- 1 相続が2回以上発生してしまうと
  - ・誰が相続人となるのか調査に時間がかかる。
  - ・相続登記の手続費用や手数料が高額となる場合がある。
- 2 相続の手続きに時間がかかると
  - ・相続した不動産をすぐに売却することができない。
  - ・ローンを組むときにすぐに担保に入れることができない。
  - ・不動産の適正な管理が困難になる。
- 3 不動産の管理が困難になると
  - ・所有者不明の土地や空き家などが増え、環境が悪化するなどの社会問題が発生する。

### ●相続登記の登録免許税の免税措置について（令和4年3月31日まで）

- 1 相続により土地を取得した後、相続登記をしないまま亡くなった場合、その死亡した人を登記名義人とするために受ける登記 ➡ 登録免許税は免税
- 2 市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に必要があるものとして法務大臣が指定する土地で、不動産の価格が10万円以下の土地の場合の相続登記 ➡ 登録免許税は免税

#### 【問い合わせ先】

◆津地方法務局 不動産登記部門 電話：059-228-4372

免税  
措置

相続登記の手続きは司法書士に依頼することができます。

#### 【問い合わせ先】

◆三重県司法書士会 電話：059-224-5171  
◆司法書士会・相続登記相談センター 電話：0120-13-7832

届 出

農地を相続された方は、**届出（農地法第3条の3）**が義務付けられています。権利を取得したことを知った日から**遅滞なく**届出をしてください。

届出に必要な書類は届出書のみで、添付書類は不要です。

農業委員会



## 農業者年金のご案内

～ 農業者年金で安心、豊かな老後を ～

### 6つ 農業者年金の ポイント

#### ① 農業者の方なら広く加入できる

農業者年金の加入には農地の権利名義は必要ありません。

#### ② 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

制度発足以降 17 年間（平成 30 年度まで）の運用利回りの平均は、年率で +2.82% で、運用益は非課税で年金原資として積み上がります。

#### ③ 保険料の額は自由に決められる

保険料は 2 万円から 6 万 7 千円まで（千円単位で）加入者が自由に選択でき、いつでも見直しできます。

#### ④ 終身年金で、80 歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある

仮に 80 歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

#### ⑤ 税制面の優遇措置がある

支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

#### ⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

認定農業者で青色申告者の方など、政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。

### 農業者年金への加入要件

- ① 国民年金第 1 号被保険者  
※国民年金保険料納付免除者を除く
- ② 年間 60 日以上農業に従事
- ③ 20 歳以上 60 歳未満

### 農業者年金

#### 現況届の提出は忘れずに！

現況届は、年金を受給するために  
必要で、毎年行う手続きです。



農業者年金の経営移譲年金や農業者老齢年金を受給されている方は、  
現況届を必ず農業委員会へ提出してください。

#### 届く時期は…

現況届の用紙は、5 月  
末日頃に直接受給権者  
ご本人あてに送付され  
ています。

#### 提出時期は…

6 月 1 日から 6 月 30  
日までに農業委員会へ  
必ず提出してください。

#### 提出を忘れると…

11 月の支払いから提出される  
までの間、**年金の支払いが差し  
止められます**のでご注意ください。





# 農地の賃借料情報

令和2年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料(10アール当たり)は、以下のとおりとなっています。

なお、記載金額はあくまで参考にしていただき、**実際の賃借料を決める際は、当事者間で十分に話し合ってください。**

## 1 田(水稻)の部

単位：円/年

| 区分               | 地 区 名                                         | ほ場整備の有無 | 賃貸借   |       |          |        | 使用貸借 |
|------------------|-----------------------------------------------|---------|-------|-------|----------|--------|------|
|                  |                                               |         | 件 数   | 平均賃借料 | 最大・最小賃借料 |        | 件数   |
| 平<br>坦<br>地<br>域 | 津（片田を除く）・河芸・芸濃（楠原・林・中縄・忍田・雲林院・河内を除く）・安濃・香良洲   | ほ場整備あり  | 1,014 | 7,095 | 最大値      | 12,500 | 255  |
|                  |                                               |         |       |       | 最小値      | 2,500  |      |
|                  |                                               | ほ場整備なし  | 282   | 6,325 | 最大値      | 12,500 | 146  |
|                  |                                               |         |       |       | 最小値      | 2,083  |      |
|                  | 久居（榊原・稲葉を除く）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬を除く）            | ほ場整備あり  | 671   | 6,194 | 最大値      | 10,500 | 96   |
|                  |                                               |         |       |       | 最小値      | 1,911  |      |
|                  |                                               | ほ場整備なし  | 81    | 5,909 | 最大値      | 9,375  | 30   |
|                  |                                               |         |       |       | 最小値      | 2,083  |      |
| 中<br>間<br>地<br>域 | 津（片田）・芸濃（楠原・林・中縄・忍田・雲林院）・美里（南長野・北長野・平木・桂畑を除く） | ほ場整備あり  | 111   | 6,376 | 最大値      | 12,500 | 37   |
|                  |                                               |         |       |       | 最小値      | 5,000  |      |
|                  |                                               | ほ場整備なし  | 9     | 6,690 | 最大値      | 9,375  | 28   |
|                  |                                               |         |       |       | 最小値      | 6,250  |      |
|                  | 久居（榊原・稲葉）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬）・白山               | ほ場整備あり  | 417   | 5,567 | 最大値      | 9,375  | 111  |
|                  |                                               |         |       |       | 最小値      | 2,000  |      |
|                  |                                               | ほ場整備なし  | 134   | 7,175 | 最大値      | 15,000 | 30   |
|                  |                                               |         |       |       | 最小値      | 2,000  |      |
| 山<br>間<br>地<br>域 | 美里（南長野・北長野・平木・桂畑）・芸濃（河内）・美杉                   | ほ場整備あり  | 9     | 7,592 | 最大値      | 10,416 | 27   |
|                  |                                               |         |       |       | 最小値      | 6,250  |      |
|                  |                                               | ほ場整備なし  | 9     | 6,162 | 最大値      | 7,000  | 29   |
|                  |                                               |         |       |       | 最小値      | 5,000  |      |

## 2 畑(普通畑)の部

単位：円/年

| 区分      | 地 区 名                                         | ほ場整備の有無 | 賃 貸 借 |       |          |        | 使用貸借 |
|---------|-----------------------------------------------|---------|-------|-------|----------|--------|------|
|         |                                               |         | 件 数   | 平均賃借料 | 最大・最小賃借料 |        | 件数   |
| 平 坦 地 域 | 津（片田を除く）・河芸・芸濃（楠原・林・中縄・忍田・雲林院・河内を除く）・安濃・香良洲   | ほ場整備あり  | 7     | 2,173 | 最大値      | 5,000  | 37   |
|         |                                               |         |       |       | 最小値      | 1,105  |      |
|         |                                               | ほ場整備なし  | 19    | 6,422 | 最大値      | 20,000 | 49   |
|         |                                               |         |       |       | 最小値      | 3,918  |      |
|         | 久居（榊原・稲葉を除く）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬を除く）            | ほ場整備あり  | 15    | 3,467 | 最大値      | 6,250  | 83   |
|         |                                               |         |       |       | 最小値      | 1,750  |      |
|         |                                               | ほ場整備なし  | 67    | 4,220 | 最大値      | 7,500  | 98   |
|         |                                               |         |       |       | 最小値      | 1,500  |      |
| 中 間 地 域 | 津（片田）・芸濃（楠原・林・中縄・忍田・雲林院）・美里（南長野・北長野・平木・桂畑を除く） | ほ場整備あり  | 0     | 0     | 最大値      | 0      | 0    |
|         |                                               |         |       |       | 最小値      | 0      |      |
|         |                                               | ほ場整備なし  | 13    | 5,582 | 最大値      | 6,482  | 1    |
|         |                                               |         |       |       | 最小値      | 4,142  |      |
|         | 久居（榊原・稲葉）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬）・白山               | ほ場整備あり  | 8     | 8,406 | 最大値      | 10,000 | 25   |
|         |                                               |         |       |       | 最小値      | 5,500  |      |
|         |                                               | ほ場整備なし  | 17    | 9,314 | 最大値      | 15,000 | 40   |
|         |                                               |         |       |       | 最小値      | 5,000  |      |
| 山 間 地 域 | 美里（南長野・北長野・平木・桂畑）・芸濃（河内）・美杉                   | ほ場整備あり  | 0     | 0     | 最大値      | 0      | 20   |
|         |                                               |         |       |       | 最小値      | 0      |      |
|         |                                               | ほ場整備なし  | 62    | 909   | 最大値      | 1,000  | 16   |
|         |                                               |         |       |       | 最小値      | 625    |      |

※賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg 当たり 12,500 円に換算しています。



### ●土の落下に注意しましょう

トラクターなどで農作業をした後、道路へ出るときは、道路に土を落とさないように注意しましょう。

道路に落ちた大きな土の塊は、歩行者や自転車、バイク、車いす等の通行の妨げとなる場合があります。

### ●農地を適正に管理しましょう

耕作をされていない農地をそのままにしておくと、雑草の繁茂や害虫の発生、ゴミの無断投棄など、周辺農地に様々な悪影響を及ぼします。定期的に草刈りを行い、いつでも農業として利用できるよう保全管理をお願いします。

### ●農地利用最適化推進委員をご存知ですか？

各地域から選出された農地利用最適化推進委員86人が、農業委員会委員24人と協力し合い、農業者の身近な相談役として活動しています。

定期的に農地をパトロールし、農地利用の状況を把握するとともに、農地所有者への農地利用の意向の聞き取りや、農地の貸し手と借り手を仲介する利用調整、また、新規就農者に対し、農地所有者や地域との調整活動に奮闘しています。

所有している農地で困ったことがあれば、気軽にご相談ください。

皆様におかれましては、六十年ぶりの早すぎる梅雨のため、戸惑いながらの農作業をされていると思います。

今回は「新規就農」に関する記事を掲載させていただきました。

近年、農業の高齢化が進み、農地の荒廃が増えてきています。若い人達に、就職企業選びの中で農業も一つの選択肢に加えてもらえるような新しい誘致型農業体制を行政が構築していただければと思います。

また、地域が住宅、借地、農機具などを貸してもらえ、人達のリストアップ作業などを進め、新規就農者が地域に密着して農業を続けられる環境を整えていただければ、更に就農しやすいのではないかと改めて感じ、その実現を切に願うばかりです。

現在このような状況の中、親元就農で頑張っている若い人達もいます。新規就農者に少しでも近づける支援を併せてお願いしたいと思っています。

最後に、長い梅雨が明けると暑い日が続きますので、どうかお体に気をつけてお過ごしください。

草深 みつよ

#### ＊編集委員＊

|      |        |
|------|--------|
| 委員長  | 坂野 大徹  |
| 副委員長 | 中野 たつ子 |
| 委員   | 喜多 義幸  |
|      | 田村 明   |
|      | 結城 晋三  |
|      | 草深 みつよ |
|      | 諸戸 善昭  |

津市のホームページから各種申請書、届書等のダウンロードができます。 津市農業委員会事務局

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1554898097745/index.html>

検索

#### 《広告のコーナー》

**地産地消!!** ～許認可・届出等の手続きは～  
地元の『行政書士』にご相談ください!!

- ✓農地や市街化調整区域に家を建てたい
- ✓赤道の払い下げを受けたい
- ✓相続手続き、遺言書や契約書を作りたい

三重県行政書士会 津支部

検索



相続でお悩みの方へ

この実績が信頼の証  
**相続税申告実績 540 件超**  
相続財産のたな卸を一緒にしませんか？

※この案内をご覧になった方 初回相談無料！

税理士法人 中田会計事務所  
津市一身田中野132-1  
059-232-9000

スマホで  
確認！



※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。（広告主と津市農業委員会業務との直接関係はありません。）